町長メッセージ

5月21日、兵庫県は緊急事態宣言対象区域から解除されました。4月7日に指定されて以来、町民の皆さまのご協力により、感染者の発生が抑えられたことに深く感謝申し上げます。なお、緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大による第2波の懸念もあることから引き続き感染防止にご協力をお願いします。

1 町民及び事業者の皆さまへのお願い

- (1) 不要不急の外出を控えてください。
- (2) 不要不急の旅行や帰省等、県をまたぐ移動を控えてください。
- (3) 引き続き「三つの密」(密閉・密集・密接)の懸念のある集会、会合及びイベント等への参加を避けてください。
- (4) 営業施設にあっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を行ってください。
- (5) マスクや特別定額給付金など、新型コロナウイルスに関連した詐欺等が多発しています。憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静な対処をお願いします。

2 町の対応

- (1) 小・中学校関係
 - 〇小・中学校の臨時休校については、引き続き5月31日(日)まで延長します。ただし、小・中学校の臨時登校日を5月26日(火)と29日(金)の午前中とします。
 - ○学童クラブは、臨時休校中については学校休校日の取り扱いとして実施します。
- (2) 幼稚園・保育所等子育て関係
 - ○幼稚園の臨時休園及び臨時登園日については、小学校に準じて実施します。
 - ○町立保育所は、通常どおり開所します。
 - ○子育て学習センターは、6月1日(月)から再開します。※要予約
- (3) 社会教育施設等
 - ○屋外体育施設(テニスコート等)は、5月26日(火)から順次使用を開始 します。
 - ○地区公民館や図書館等の詳細については各施設にお問い合わせください。
- (4) その他の施設
 - ○観光案内所については、6月2日(火)より開所します。
 - ○ピュアランド山の里については、6月1日(月)より一部を除き通常営業と します。詳しくは、施設までお問い合わせください。